

平成24年 2 月24日提出

熊本市美容所の衛生措置基準等を定める条例の制定について

熊本市美容所の衛生措置基準等を定める条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市美容所の衛生措置基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号。以下「令」という。）の規定に基づき、美容所の衛生措置基準等を定めるものとする。

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第2条 法第8条第3号に規定する衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 作業中は清潔な作業服を着用し、かつ、顔面作業の際はマスクを使用すること。
- (2) 手指の爪は、短くし、手首から先は、作業の着手前に客1人ごとに洗浄し、必要に応じて消毒を行うこと。
- (3) 毛髪等がかからないよう客の身体を覆う布は、清潔なものを使用すること。
- (4) 消毒液は、適時取り替え、常に有効なものを使用すること。
- (5) 機械器具、化粧品等を使用するときは、あらかじめ十分これを検査し、衛生上有害と認められるものは使用しないこと。

(美容所について講ずべき措置)

第3条 法第13条第4号に規定する衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 居室、休憩室その他作業に直接関係のない場所と隔壁を設けて完全に仕切ること。
- (2) 面積は、待合所を除き、美容椅子2台までの場合にあつては9.9平方メートル以上とし、美容椅子3台以上の場合にあつては9.9平方メートルに椅子1台

を増すごとに3.3平方メートルを加えた面積以上とすること。

- (3) 適当な場所に換気装置を設けること。
- (4) 作業場には、手指、器具等の洗浄を行うための洗場及び洗髪を行うための洗場を設けること。
- (5) 洗場は、耐水材料で築造すること。
- (6) 待合所は、美容椅子の数に応じた適当な広さとすること。
- (7) 器具等を入れる容器等は、消毒したものと消毒していないものとに区分し、ごみの入らない構造とすること。
- (8) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、適正に使用すること。
- (9) みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫その他の動物を入れないこと。

（美容所以外の場所において業を行うことができる場合）

第4条 令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉施設又は介護老人保健施設において当該施設に入所している者に対して業を行う場合
- (2) 演芸等を行う者に対して出演等の直前に業を行う場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由があり、公衆衛生上支障がないものとして市長が承認した場合

2 前項第3号の規定による承認を受けようとする者は、あらかじめ、その期間、場所及び理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（美容所以外の場所において業を行おうとするときの消毒薬品等の携行）

第5条 美容師が、美容所以外の場所において業を行おうとするときは、消毒薬品等を携行しなければならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に法第11条第1項の規定による届出を行った者に係る法

第 12 条の検査を同日以後に行う場合における当該検査については、熊本県美容師法施行条例（平成 12 年熊本県条例第 18 号）の例による。

（提出理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の規定による美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）の一部改正等に伴い、美容所の衛生措置基準等を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。